

12月1日から
第4弾を実施

がんばれ花巻！対象店舗で 最大20セントが戻ってくるキャンペーン



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店などを応援するため、市内対象店舗でキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済(*)した場合に、支払額の最大20セントのPayPayボーナス(ポイント)を還元するキャンペーンを実施します。

*PayPay残高、ヤフーカード、PayPay後払い(一括)による決済が対象です

■期間 12月1日(水)[午前0時]～令和4年1月10日(月・祝)[午後11時59分]

■内容
キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、

決済金額の最大20セントのPayPayボーナス(ポイント)が付与されます。

※PayPay 1アカウントにつき1決済当たりの付与上限は4,000円相当(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayボーナスを付与)、期間中の付与合計上限は15,000円相当

■PayPayボーナス付与
ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)

分割によるPayPay決済行為は禁止されています

PayPay(株)では、通常1回の決済で支払うべき商品などの代金を、複数回に分割するPayPay決済を禁止しています。

このような行為が確認された場合、PayPay(株)

は、利用者に付与される予定のPayPayボーナスを取り消すことがあるほか、同行為が発生した加盟店舗において、PayPay決済の利用を一時停止することがあります。

助成期限は
令和4年3月31日

市内の飲食店および宿泊施設の従事者が対象 感染症検査キット購入費用助成事業



市では、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を防止するため、市内の飲食店および宿泊施設の従事者を対象に、感染症検査キット購入費用の一部を支援しています。

■対象 市内に所在する飲食店および宿泊施設の従事者

■助成対象検査キット・自己負担額

- PCR検査キット(販売価格8,580円)…自己負担額3,000円
- 抗原検出キット(販売価格2,420円)…自己負担額1,000円

■助成期限 令和4年3月31日(木)

■検査キット購入方法

①購入希望者は、市の新型コロナウイルス感染症対策室(☎29-5275)に電話連絡した上で購入に関する相談・助成金申請をする
※検査結果の報告や陽性が確認された場合の医療機関の受診についての同意が必要です

②市は購入希望者に対し「助成金交付決定

証明書」を発行

③購入希望者は、検査キットを購入する検査キット取扱店に「助成金交付決定証明書」を提出し、自己負担額を支払い検査キットを購入する

④購入者は、検査キット取扱店から説明を受けた正しい使用方法により、検査キットによる検査を実施

⑤検査の結果を市に報告

■助成対象検査キット取扱店 株式会社薬王堂が運営する次のいずれかの店舗
▶花巻材木町店▶花巻東和店▶石鳥谷八幡店

*申請書類などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ】新型コロナウイルス感染症対策室(☎29-5275)



障がい者理由とする差別の解消に向けて

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共生する社会。この実現を目指し、国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を定めています。

本市の取り組み

市では、障害者差別解消法に基づき「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」を定めています。

① 不当な差別的取り扱いの禁止
障がいのある人に、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限または条件を付ける行為を禁止しています。

障がいのある人に対する職員の対応が適切になるよう職員研修などを実施。差別の解消や障がいの状況に応じた配慮の提供に努めています。

② 合理的配慮の提供
障がいのある人の利用を想定し、環境や支援体制を整備。さらに、要望があった場合、負担になりすぎない範囲で対応することを求めています。

※市職員から差別的な扱いを受けた場合は、本館人事課または新館障がい福祉課へご相談ください

例えは：
。車いすを利用していることを理由に入店を断る
。障がいがあるという理由だけでイベントなどへの参加を拒む

【問い合わせ・相談】
▽新館障がい福祉課(☎41-3580)
▽基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内☎41-3582)



障がい者への虐待をなくしましょう

障がいのある人への虐待は、その人の尊厳を傷付ける重大な人権侵害です。虐待を受けている人に認識がないことなどから、被害を訴えられない場合もあります。

虐待の疑いを発見した場合は、市の相談窓口にご相談ください。

■障がい者への虐待例

身体的虐待

- 叩かれる
- 部屋に閉じ込められて外に出られない
- ベッドに縛り付けられる

性的虐待

- 裸にされる
- 体を触られる

心理的虐待

- 仲間外れにされる



- 話し掛けても無視される
- 「ばか」「アホ」などの言葉を浴びせられる

放棄・放置(ネグレクト)

- 病気になっても病院に連れて行ってもらえない
- 部屋の掃除がされず、ごみも放置されたまま、不潔な状態で暮らしている
- 十分な食事が与えられない

経済的虐待

- 働いたのに賃金がもらえない
- 家族にお金を取り上げられ、自由に使えない

【問い合わせ・相談】
▷新館障がい福祉課(☎41-3580)
▷基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内☎41-3582)